

② 保険料「所得割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減へ変更されます。

③ 保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**

②割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成28年中の総所得金額等の合計額が・・・
9割軽減	33万円以下の世帯で、被保険者全員が所得0円の場合(公的年金控除額は80万円として計算)
8.5割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+27万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 (改正 26.5万円→27万円へ)
2割軽減	33万円+49万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 (改正 48万円→49万円へ)

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所

得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。

また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

① 年金からのお支払い(特別徴収)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただけます。

② 口座振替や納付書によるお支払い(普通徴収)

年金からのお支払いとならない方は、八百津町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。便利で安心な口座振替がおすすめです。



保険料のお支払いを年金から

口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は、役場町民課にお問い合わせください。

保険料のお支払いが難しいとき

町民課では、保険料に関する相談を受付しています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

みなさまのご理解、ご協力をお願いします。



○お問い合わせ先

役場1階 町民課 医療年金係

■電話 4321111(内線2115)